

医療費通知の見方

【例】従業員 ケンポ マサミの場合

被保険者(本人)：マサミ(36歳)

被扶養者(家族)：配偶者 カオル(34歳)、父 イチロウ(70歳)

医療費通知書 兼 現金給付決定通知書

給付年月	記号	番号	氏名
20XX年12月分	1000	1000000	ケンポ マサミ

給付を受けた人	診療		診療区分	(A) 総医療費 (保険診療分)	総医療費(A)の内訳			(B)に対する給付・現金給付		医療機関名 または 現金給付種別(★印)
	年月	日数			健保負担額	公費負担額 又は第三者行為 自己負担相当額	(B) 受診者 窓口負担額	現金給付・ 高額療養費	付加金	
A ケンポ マサミ	20XX.09	10	医科外来	80,000	56,000		24,000			△△クリニック
B ケンポ カオル	20XX.09	11	医科入院	1,000,000	700,000		300,000	212,570	62,000	〇〇総合病院
				21,840	8,040		13,800			★入院時食事療養費
ケンポ カオル								420,000		★家族出産育児一時金
C ケンポ イチロウ	20XX.09	3	歯科外来	20,000	16,000		4,000			□□歯科医院
合計				1,121,840	780,040		341,800	632,570	62,000	
								給付決定額		694,570

日立健康保険組合 理事長

【項目の説明】

NO	項目名	内 容																												
①	総医療費	月当たりの医療費総額（差額ベッド代や保険外の診療は含みません）																												
②	健保負担額	・70歳未満の場合は総医療費の7割相当額(義務教育就学前は8割)、70～74歳の場合は総医療費の8割相当額(現役並み所得者は7割) ・高額療養費が現物支給された場合は、その額を上記相当額に加算																												
③	公費負担額 又は第三者行為 自己負担相当額	・公費負担額 …… 国や市区町村等の医療費助成制度により支払われる額 ・第三者行為自己負担相当額 …… 第三者の行為(交通事故等)で被害者となり、加害者に医療費を請求する場合、その医療費のうちの自己負担に相当する額																												
④	受診者窓口負担額	・70歳未満の場合は総医療費の3割相当額(義務教育就学前は2割)、70～74歳の場合は総医療費の2割相当額(現役並み所得者は3割) ・高額療養費が現物支給された場合は、自己負担限度額を表示																												
⑤	現金給付・ 高額療養費	<p>・現金給付 …… 「柔道整復師等」・「入院食事療養費」以外の現金給付について金額を表示</p> <p>・高額療養費 …… 同じ人が同じ月に、同じ医療機関等(入院と外来、医科と歯科は別)に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた金額を給付 ※ 同じ世帯で、同じ月内に、21,000円以上の自己負担を2か所以上の医療機関等で支払った場合、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が給付されます ※ 同じ世帯で、過去12か月以内に高額療養費の支給が3か月以上あったとき、4か月目以降は自己負担限度額が軽減されます</p> <p>70歳未満の自己負担限度額【2015年1月受診分から】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>月単位の自己負担限度額</th> <th>4か月目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>53万円～79万円</td> <td>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>28万円～50万円</td> <td>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>28万円未満</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者(住民税非課税世帯)</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 70歳以上の方は、自己負担限度額の計算方法が異なります(詳細は、日立健保ホームページをご覧ください)</p>	標準報酬月額	月単位の自己負担限度額	4か月目以降	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	28万円未満	57,600円	44,400円	低所得者(住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円										
標準報酬月額	月単位の自己負担限度額	4か月目以降																												
83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円																												
53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円																												
28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円																												
28万円未満	57,600円	44,400円																												
低所得者(住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円																												
⑥	還元金・付加金	同じ人が同じ月に、同じ医療機関等(入院と外来、医科と歯科は別)に支払った自己負担額(高額療養費は除きます)が25,000円を超えた場合に、その超えた金額(1,000円未満は切捨て)を給付																												
⑦	医療機関名 または 現金給付種別(★印)	<p>医療費の場合は「医療機関等の名称」、現金給付の場合は「現金給付種別」を表示</p> <p>現金給付種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現金給付種別</th> <th>内 容</th> <th>現金給付種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養費</td> <td>・やむを得ず自費で診療を受けたとき ・治療用器具等を装着したとき</td> <td>柔道整復師等</td> <td>接骨院・整骨院等で施術を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>移送費</td> <td>緊急に入院・転院が必要なとき</td> <td>入院時食事療養費</td> <td>入院時に食事療養を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>療養中で給与の支給がないとき</td> <td>合算高額療養費</td> <td>同一月に規定額以上の自己負担が複数あるとき</td> </tr> <tr> <td>埋葬諸費</td> <td>死亡したとき</td> <td>外来年間合算高額療養費</td> <td>8月から翌7月の一年間に規定額以上の自己負担があるとき ※診療年月は開始年月が表示されます</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>出産のため会社を休んだとき</td> <td>高額介護合算療養費</td> <td>医療と介護の自己負担の合計が規定額を超えたとき</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>出産したとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現金給付種別	内 容	現金給付種別	内 容	療養費	・やむを得ず自費で診療を受けたとき ・治療用器具等を装着したとき	柔道整復師等	接骨院・整骨院等で施術を受けたとき	移送費	緊急に入院・転院が必要なとき	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき	傷病手当金	療養中で給与の支給がないとき	合算高額療養費	同一月に規定額以上の自己負担が複数あるとき	埋葬諸費	死亡したとき	外来年間合算高額療養費	8月から翌7月の一年間に規定額以上の自己負担があるとき ※診療年月は開始年月が表示されます	出産手当金	出産のため会社を休んだとき	高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担の合計が規定額を超えたとき	出産育児一時金	出産したとき		
現金給付種別	内 容	現金給付種別	内 容																											
療養費	・やむを得ず自費で診療を受けたとき ・治療用器具等を装着したとき	柔道整復師等	接骨院・整骨院等で施術を受けたとき																											
移送費	緊急に入院・転院が必要なとき	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき																											
傷病手当金	療養中で給与の支給がないとき	合算高額療養費	同一月に規定額以上の自己負担が複数あるとき																											
埋葬諸費	死亡したとき	外来年間合算高額療養費	8月から翌7月の一年間に規定額以上の自己負担があるとき ※診療年月は開始年月が表示されます																											
出産手当金	出産のため会社を休んだとき	高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担の合計が規定額を超えたとき																											
出産育児一時金	出産したとき																													
⑧	給付決定額	<p>当月、給付金(現金給付・高額療養費・還元金・付加金)として支給される額の合計</p> <table border="1"> <tr> <td><給付決定額の振込み先></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者(従業員) → 所属事業所により異なるため、事業所へご確認ください 任意継続 または 特例退職被保険者 → 給付金振込口座へ振込みます </td> </tr> </table>	<給付決定額の振込み先>	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者(従業員) → 所属事業所により異なるため、事業所へご確認ください 任意継続 または 特例退職被保険者 → 給付金振込口座へ振込みます 																										
<給付決定額の振込み先>	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者(従業員) → 所属事業所により異なるため、事業所へご確認ください 任意継続 または 特例退職被保険者 → 給付金振込口座へ振込みます 																													

【算出方法】

A ケンポ マサミ [70歳未満の被保険者(3割負担)が10日間通院し、医療費総額が8万円の場合]

給付を受けた人	診療		診療区分	(A) 総医療費 (保険診療分)	総医療費(A)の内訳			(B)に対する給付・現金給付		医療機関名 または 現金給付種別(★印)
	年月	日数			健保負担額	公費負担額 又は第三者行為 自己負担相当額	(B) 受診者 窓口負担額	現金給付・ 高額療養費	還元金 付加金	
ケンポ マサミ	20XX.09	10	医科外来	80,000	56,000		24,000			△△クリニック

【健保負担額】 総医療費80,000円×7割=56,000円
 【受診者窓口負担額】 総医療費80,000円×3割=24,000円

B ケンポ カオル [70歳未満の被扶養者(3割負担)が11日間入院し、医療費総額が100万円の場合]

給付を受けた人	診療		診療区分	(A) 総医療費 (保険診療分)	総医療費(A)の内訳			(B)に対する給付・現金給付		医療機関名 または 現金給付種別(★印)
	年月	日数			健保負担額	公費負担額 又は第三者行為 自己負担相当額	(B) 受診者 窓口負担額	現金給付・ 高額療養費	還元金 付加金	
ケンポ カオル	20XX.09	11	医科入院	1,000,000	700,000		300,000	212,570	62,000	〇〇総合病院
				21,840	8,040		13,800			★入院時食事療養費

【健保負担額】 総額21,840円－受診者窓口負担額13,800円=8,040円
 【受診者窓口負担額】 1食につき460円×30回=13,800円

【高額療養費】
 受診者窓口負担額300,000円－自己負担限度額87,430円(※)=212,570円
 ※自己負担限度額(標準報酬月額28万円～50万円の場合)
 80,100円+(総医療費1,000,000円－267,000円)×1%=87,430円

【還元金・付加金】
 受診者窓口負担額300,000円－高額療養費212,570円－25,000円=62,430円
 →62,000円(1,000円未満切捨て)

C ケンポ イチロウ [70歳以上の被扶養者(2割負担)が3日間通院し、医療費総額が2万円の場合]

給付を受けた人	診療		診療区分	(A) 総医療費 (保険診療分)	総医療費(A)の内訳			(B)に対する給付・現金給付		医療機関名 または 現金給付種別(★印)
	年月	日数			健保負担額	公費負担額 又は第三者行為 自己負担相当額	(B) 受診者 窓口負担額	現金給付・ 高額療養費	還元金 付加金	
ケンポ イチロウ	20XX.09	3	歯科外来	20,000	16,000		4,000			□□歯科医院

【健保負担額】 総医療費20,000円×8割=16,000円
 【受診者窓口負担額】 総医療費20,000円×2割=4,000円